

災害時における応急生活物資の供給に関する
協定書

令和3年2月3日

鈴 鹿 市

和光紙器株式会社

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）、和光紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した時又は発生するおそれがある場合において、避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（第1号様式）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合や文書による要請が困難な場合は、口頭等により要請することができるものとし、その後、速やかに乙に文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の規定により、甲が要請できる物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） 段ボール製簡易ベッド
- （2） 段ボール製シート
- （3） 段ボール製間仕切り
- （4） その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の要請を受諾したときは、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認し、受け取るものとする。

2 乙は、できる限り物資の組立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(物資の回収)

第5条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合は、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙に対し、第4条第1項の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要した費用について負担するものとする。

2 費用の価格は、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 費用は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲乙は、本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

(情報の共有等)

第9条 甲乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年度末までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月3日

(甲) 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

(乙) 埼玉県川口市幸町一丁目9番17号
和光紙器株式会社
代表取締役

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

社 名
代表者 様

鈴鹿市長

救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書第2条第1項の規定により、
次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(鈴鹿市連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

社 名
代表者

救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書第4条第3項の規定により、
次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（ 連絡担当者）

所 属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	